



## 板倉町告示第9号

令和5年9月22日付け板倉町告示106号により告示した板倉農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

当町住民は、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、縦覧期間において意見を提出することができる。

当該農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和6年3月19日の翌日から起算して15日以内に板倉町にこれを申し出ることができる。

令和6年2月19日

板倉町長 栗原 実



### 1. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和 6年 2月 20 日

至 令和 6年 3月 19 日

### 2. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

板倉町役場（産業振興課） 板倉町大字板倉 2682番地の1